

自動車分解整備事業者に対する回送運行許可の 台数要件の緩和について

国土交通省 自動車局 自動車情報課
平成28年5月

現行の台数要件

許可実績: 約1,100事業者(平成28年3月末現在)

車検台数

- 車検台数が月平均20台以上
(直前6ヶ月)

かつ

臨時運行許可台数

- 臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上
(直前1年間)

台数要件の緩和

車検台数要件が厳しいとの声

○ **車検台数基準の試行的撤廃(平成28年6月1日より1年6ヶ月間)**

臨時運行許可台数のみ

- 臨時運行許可に基づく運行実績が7台※以上(直前1年間)

※その他の緩和

- ・臨時運行許可のほか、車載車・陸送事業者による輸送実績でもよい。
- ・協業組合又は協同組合の場合には組合員の実績の合算でもよい。

一方、回送運行許可は、運行要件(検査・登録)を満たしてなくとも、特例的に運行できる制度。回送運行許可が運行要件を満たさない自動車の不正運行に使用されないよう、適正な運用を確保する必要。

今後の方針

- 試行期間内に受ける回送運行許可に期限を付し、有効期間を一律に平成29年11月末日までに設定。
- その間に監査を通じて回送運行の実績や回送運行許可番号標の管理状況等を検証。
- 検証結果を踏まえ回送運行許可の要件緩和の妥当性等を判断し、平成29年12月に新たな許可基準を施行。

施行日 平成28年6月1日

平成28年6月1日

平成29年12月1日

